

# 明治後期から大正期の「野外における教育」と 「林間学校」

## —文部省による「理想像」の提示とその奨励—

野口 穂高

### はじめに

明治後期から大正期にかけては、欧米で実践された各種の「林間学校」<sup>1</sup>をモデルに、国内においても「林間学校」をはじめとする「野外における教育」<sup>2</sup>が盛んに実施されるようになった時期であった。また、モデルとなった欧米の「林間学校」は多様な形態で実施されており、日本の実施主体はこれら各種の実践から選択的に範をとることができた。こうした背景から、国内では、種々の目的に基づき、多様な対象を参加者とし、内容も区々にわたる「林間学校」が試行的に実施されていた。とりわけ、明治後期から大正期にかけては「身体虚弱児童」を主な対象として、虚弱児向けの実践を奨励する文部省に対し、「林間学校」の実施主体においては、財政的な基盤が十分ではなく、費用の自己負担が可能な富裕層の児童などを対象として実施せざるを得ない状況が見られる。すなわち、精神的・身体的な特質から参加者を限定したい文部省に対し、実践の段階では経済的状况から参加者が選定されがちな状況にあったといえる。結果、一定の費用を負担可能な社会階層の児童が参加し、心身の特質から見れば健全児や虚弱児童が混在する形で実施された「林間学校」が多く、それ故に様々な教育的期待が「林間学校」に寄せられ、実践の内容や形態においても多様性が見られたのである<sup>3</sup>。

このため、大正期は多種多様な「林間学校」の試行的実践に対し、文部省が一定の「理想像」や水準を示し、特定の目的・形態による実践を奨励し、全国の「林間学校」の定型化を目指そうとした時期とも位置付けられる。このような情勢において、大正期の半ばに、「林間学校」やそれに類する施設・活動についての各種の調査と報告が文部省によってなされ、この種の活動の理想的なあり方が全国に示された点は注目すべきである。文部省が実施した「林間学校」に関する全国的な規模での調査報告としては、文部省による『夏休休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』<sup>4</sup>（1918年）、『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』<sup>5</sup>（1922年）及び『夏季に於ける体育的施設の

状況調査』<sup>6</sup>（1926年）がある。

ここで、それぞれの調査報告について概要を示しておく。1918年に刊行された『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』（以下、「報告書」と略記する）は、文部省学校衛生官であった北豊吉が、1917年に全国各地の「林間学校」やそれに類する実践などの「夏期休暇中ノ体育的施設」を調査した際の復命書の一節である。この報告書では、「海浜聚落」や「林間聚落」など10種の活動を夏の「体育的施設」として位置づけ、その概要、実施方法、注意点がまとめられている。また、『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』は、1918年から1920年の間に、夏期休暇中に実施された体育的な施設について、文部省から各府県に実施の目的や場所、期間、概要などを照会し、その回答をもとにまとめられた報告書である。この調査結果の要点は、「夏季体育的施設について」として『官報』でも広く周知された<sup>7</sup>。最後の『夏季に於ける体育的施設の状況調査』は、1918年から1923年の間に各地方長官から文部省に報告があった「夏季体育的施設」について、全国の実践状況や内容をまとめ報告したものである。

文部省は、これらの調査報告をいかなる目的で刊行したのだろうか。「報告書」の凡例に「夏期休暇中ニ於ケル体育的施設ノ参考ニ資センカ為メ刊行セルモノナリ」<sup>8</sup>とあり、また他の2冊も同趣旨の文言があること<sup>9</sup>から、これらは全国で実施される体育的施設の指針とする意図で刊行されたものと考えられる。つまり、これらの調査報告は、「林間学校」をはじめとする夏の体育的施設をどのように実施・振興すべきなのか、その具体的な方法を文部省が公的に示すものであり、文部省が理想とする「夏季体育的施設」のあり方を示すものといえる。実際に、『帝国教育』に掲載された北の「休暇聚落の普及を望む」という記事でも、実施方法の詳細については「報告書」を参照するように求めるなど、模範例として挙げられている<sup>10</sup>。また、同記事によれば、「報告書」は府県郡市及び各種中等学校に配布したとあり、広く全国に普及していたと考えられる。

このように重要な位置づけであるが故に、一連の調査報告に記載された実施箇所数や実施内容については、先行研究でも分析がなされているし、筆者自身の研究においても分析を継続している<sup>11</sup>。しかし、多くの場合『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』及び『夏季に於ける体育的施設の状況調査』に掲載された実践例や数量的な情報について分析がなされることが中心であった。また、恩田裕の「休暇聚落の成立過程」においては、「いかなる教育的配慮の下に実施されていたかを明らかに」する目的から『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』に示された目的や実施方法を明らかにし、さらに『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』及び『夏季に於ける体育的施設の状況調査』についても、経費や種別、具体例、成績、課題など調査報告の内容を分析している<sup>12</sup>。しかし、文部省が「林間学校」をいかなる施設として理想像を示し、どのように国内に普及させることを目指したのか、その内実は十分に明確になっていない。

そこで本論文では、主として最初の報告書である『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』を中心<sup>13</sup>に、これら3つの調査報告の内容を検討し、明治後期から実施されていた各地の「林間学校」の実施状況を文部省がどのように捉えていたかを明らかにする。さらに、これらの実状に対し、大

正期の「林間学校」について文部省がどのような実践を理想的として望ましいあり方を提示し、いかに奨励しようとしたのか、その実態や特質を明らかにする。

なお、筆者は、明治後期から昭和初期に隆盛した「林間学校」を中核とする「野外における教育」の発展の過程、個別実践の実態や特質・意義を究明する研究を構想<sup>14</sup>しているが、大正期中頃において文部省が「林間学校」についていかなる理想像を提示し、その普及の方針を示したのか詳らかにすることで、明治後期以降の「野外における教育」の受容と発展の歴史について、その一端を明確にすることができると考える。

## 1. 文部省の3つの報告書とその位置づけ

はじめに、それぞれの報告書の構成や内容についてその詳細を確認する。まず、『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』は、序文のほかは、「第一、海浜聚落」「第二、水泳」「第三、林間聚落」「第四、山間聚落」「第五、温泉地聚落」「第六、登山及遠足」「第七、朝起会、運動ヲ主眼トスル学校、其ノ他一定ノ場所ニ於ケル児童召集」から構成されており、夏期の体育的施設を7種に分け、それぞれの目的に応じて理想的な実施法を解説している。

次に、『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』では、「第一、体育的施設数府県別比較」に始まり、「第二、体育的施設種類別比較」「第三、体育的施設期間の比較」「第四、体育的施設の経費出所調査」「第五、体育的施設の地方別特徴」「第六、体育的施設の身体上に現はれたる成績」「第七、総評」「第八、各地の実例」と並んでいる。第八の実例が27頁から171頁までであり、その大半を占めることから分かるように、文部省の理想に近い各地の事例を集めると共に実施数や期間、経費、地域の特徴、成果などの観点から現状を分析したものである。また、総評では好ましくない事例も挙げられており、虚弱児向けの施設を第一とするという理想像をより明確に示しつつ、十分に理想が普及しない状況において、その是正を目指そうとする内容になっている。

『夏季に於ける体育的施設の状況調査』は「其一夏季に於ける体育的施設の状況総括」「其二自大正十年度至同十二年度夏季体育施設の実施例」から構成される。中心になるのは、やはり実例であり、15頁から巻末の85頁まで6つの実践例が紹介されている。また、「其一」は年度別の施設数、実施されている体育的施設の種類、主催者、参加者数、経費、効果からなり、特に大正10年から12年にかけての量的拡大の状況が明らかにされている。「林間学校」の実施箇所数は、1921年3月の帝国議会にて、虚弱児童向けの「林間学校」の実施を奨励する「林間学校奨励補助ニ関スル建議」<sup>15</sup>が可決されて以降急速に増加<sup>16</sup>しており、この状況を受けて実施数や参加者の伸びを示そうとしたものと考えられる。

このように、3つの報告書は、①目的や活動ごとの理想的実践像の提示、②虚弱児向けの実践の必要性、及び理想的実践の普及に向けた現状と課題の明示、③理想的実践の普及状況の報告、とそれぞれ役割が異なっている。このことは、①「林間学校」は多様な目的・形態により実施されるのが当然であった1917年まで、②1918年4月に『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』を公開し、

文部省が一定の理想像を示した1918年以降、③帝国議会において「林間学校奨励補助ニ関スル建議」が可決され、貧困層の虚弱児童向けの「林間学校」という文部省の理想的実践像とその実施の重要性の認識<sup>17</sup>が全国において一定程度共有され始めた1921年以降と、各報告書がまとめられた時期における「林間学校」の普及と発展の状況を強く反映したものと見える。

## 2. 『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』にみる「林間学校」の理想像と実施方針

次に、1918年の『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』を取り上げ、文部省普通学務局が「林間学校」の理想像をいかに示し、どのような方針で国内において振興しようとしていたのか、その一端を分析する。先に述べたように、同「報告書」は、文部省学校衛生官の北豊吉が、1917年に全国の「海濱聚落」「水泳」「林間聚落」「山間聚落」「温泉地聚落」等を視察し、その成果をまとめたものである。1917年9月4日の『朝日新聞』には、「夏期休暇中千葉沿海を初め各地に於ける臨海教授や水泳場等の視察から帰つた文部省衛生官北豊吉氏は語る」として北の視察結果を報じている<sup>18</sup>。また、東京市の赤坂臨海教育団の報告書にも、「八月七日文部省より北学校衛生官本団に出張なされ三日間に涉つて親しく団員と起臥を共にし詳細に視察を遂げられ」とあり、北が赤坂臨海団に同行して視察を実施したことが記されている<sup>19</sup>。これらの記事や記述からも、北が全国の「林間学校」を実際に調査して回っていたこと、一定の社会的な注目を集めていたことが窺える。

また、表題に「体育的施設」とあるように、この「報告書」は「林間学校」のみならず、その他、夏期に実施された体育を目的とする教育活動についてまとめたものである。後に刊行される2つの報告書でも、表題に「体育的施設」という文言が使用されている。このことから、文部省においては「林間学校」を夏期休暇中に実施される体育関連施設の一種と位置付けていたことが分かる。

次に「報告書」の内容を見れば、先に述べたように、「海濱聚落」「水泳」「林間聚落」「山間聚落」「温泉地聚落」「登山及遠足」「朝起会、運動ヲ主眼トスル学校、其ノ他一定ノ場所ニ於ケル児童召集」の7項目から構成されている。「報告書」は全46頁であるが、「海濱聚落」に半数以上の27頁が充てられている。この頁数からも分かるように、「報告書」の内容の中心は「海濱聚落」であった。また、その他の項目としても、「林間聚落」「山間聚落」「温泉地聚落」などの聚落が並ぶ。このため、これら「体育的施設」の中でも、特に中心的に記述された活動は各種の「聚落」、つまりは「林間学校」であり、これらがその中核を担うものといえる。なお、夏期に限定した点からは、普及の初期段階ではドイツのシャルロテンブルクの実践のような常設式の「林間学校」ではなく、主として休暇移住型の「林間学校」について重視していた姿勢が見て取れる。明治後期から海外の各種の「林間学校」を積極的に紹介していた乙竹岩造も、日本では休暇移住型の実践を中心に実施すべきと説いていた<sup>20</sup>。この点、文部省内でも同様の見解が共有されていたことが窺える。

また、「報告書」では、先ず「海濱聚落」について詳述した後、「水泳」「林間聚落」など他の施設について解説している。なお、他の施設について述べる際には、「水泳場ハ前記海濱聚落ノ項ニ於テ述ベタル所ニ準ジテ選定ス可シ」、林間聚落の「設備ニツキテハ前ニ海濱聚落ノ條下ニ述ベタ

ル所ヲ準用シテ可ナリ」のように記しており、環境や施設の要件などは海浜聚落に準じるものとして説明がなされている点が特徴である(33頁, 41頁)。「報告書」の場合、体育的施設の対象を虚弱児童に焦点化しておらず、強健な児童や中等教育機関の生徒も対象に含めて解説している。このため、本書の中で比較的万人向けの施設として位置づけられた海浜聚落を中心に、体育的施設の目的や概要、環境について説明したと考えられる。そして、他の施設については、施設の特性に応じて必要な解説を付け加える形で編集されていた。以上の様な構成から考えると、1918年前後における文部省では、「林間学校」などの夏期休暇中の体育的施設を「虚弱児童」向けの施設として普及させることが、それ程明確に打ち出されていたわけではないことが読み取れる。

それでは、文部省ではどのような理由から「林間学校」をはじめとする体育的施設を奨励しようとしていたのだろうか。まず、施設を実施する理由について確認する。「報告書」では、体育的施設を夏期休暇中に実施する必要性について、以下のように説明している(1-2頁)。

抑モ学校生活ヲナス者ノ体育ハ一日モコレヲ忽ニス可ラズ。学校ノ授業期間ニ於テモ日々其ノ実行ヲ要スル問題ナルモ、コノ期間ニ在リテハ先ヅ学科ヲ修ムルノ要アリテ、充分ナル余暇ヲ得ル事ハ困難ナリ。然ルニ夏期休暇ハ一年中最長キ休暇ニシテ其間身心ノ修練ヲナスニ充分ナル余裕ヲ有ス。加之一度コノ休暇生活ノ方針ヲ誤ラバ放縦遊惰ニ流レ唯ニ身体上ノミナラズ智徳ノ上ニ大ナル悪影響ヲ来スモノナリ。故ニ此ノ時期ニ於テハ周到ナル注意ヲ拂ヒコレヲ善導スルヲ要ス。加之夏期ハ季節ノ関係上自然ニ親シムニ最モ適當セル時期ナリトス。宜ナル哉欧米諸国ニテハ既ニコノ休暇中特ニ体育ニ力ヲ用ヒ著々其効果を挙ゲツツアルコトヤ。而シテ近時我国ニ於テモ体育奨励ノ声漸ク高マリ、従ツテ夏期ニ於ケル体育的施設ノ如キモ漸次増加スルニ至レルハ慶賀ニ堪ヘザル所ナリ。今後益々此ノ氣運ノ振興ヲ図リテ其ノ指導方法ニ充分ナル研究ヲ積ミ、此ノ種ノ施設ヲ普及セシムルヲ得バ我国青少年ノ体力増進ニ多大ノ効果ヲ齎スコトヲ得ベシ。仍ツテ茲ニ本事業ノ各項ニ涉リ卑見ヲ述ベ些カス道参考ノ資ニ供セントス。

この説明によれば、児童・生徒の体育は重要な事項だが、平素の授業期間には時間の確保が難しいため、夏期休暇中のような時間の余裕のある時期に、特に心身の修練を実施しようとする意図により開設するものが「夏期休暇中ノ体育的施設」であることが分かる。また「休暇生活ノ方針ヲ誤ラバ放縦遊惰ニ流レ唯ニ身体上ノミナラズ智徳ノ上ニ大ナル悪影響ヲ来スモノナリ」とあるように、夏期休業中の児童・生徒らにいかにかに学校の教育的な働きかけを継続するか、という必要性から実施されるものでもあった。大正期には、都市部を中心に家事手伝いや児童労働から解放された児童・生徒らが多数存在したこともあり、休業中の彼らの生活が放縦となっていることを批判し、夏期休暇の有効利用や休暇の廃止を求める声が上がっていた<sup>21</sup>。「報告書」の説明から、夏期における体育施設の実施やその奨励には、このことが背景の1つにあったと考えられる。

この他、「夏期ハ季節ノ関係上自然ニ親シムニ最モ適當セル時期ナリ」ともあり、体育施設を通

じて身体健康増進をはかるだけでなく、自然に親しむことができることも効果の1つと認識されていたことも窺える。加えて、「欧米諸国ニテハ既ニコノ休暇中ニテ体育ニ力ヲ用イ著々其効果ヲ拳ゲツツアルコト」、「近時我国ニ於テモ体育奨励ノ声漸ク高マリ、従ツテ夏期ニ於ケル体育的施設ノ如キモ漸次増加スルニ至レル」として、この種の施設が欧米において成果を挙げていること、国内においても一定の増加をみていることを述べ、さらなる研究の必要性を主張するのであった。欧米諸国では常設林間学校や、休暇移住などの取り組みが活発に実施されており、また日本国内においても試行的な実践が実施されはじめていた。「報告書」の刊行には、国内の試行的実践を受けて、実施の目的や方法について一定の指針を示す意図があったことが、この記述からも分かる。

さらに、『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』では、当時の体育的施設の状況について、以下のような課題があることを指摘している（2-3頁）。

茲ニ述ベントスル夏期体育的施設ノ目的ハ前期ノ如ク凡テ身体ノ向上發展ヲ図ルニ在ルハ勿論ナリ。然リト雖モ実地ノ経営ニ當リテハ其ノ目的ヲ更ニ細密ニ考慮セザレバ往々不測ノ悪結果ヲ来スコトアリ。即其ノ目的ガ「第一、」虚弱者ノ健康ヲ快復スルニアルカ「第二、」健康者ノ身心ヲ一層修養練磨スルニ在ルカ「第三、」身心ノ練磨ニ合セテ特種ノ技能例ヘバ水泳術駆走等ノ如キヲ習得セントスルニ在ルカヲ明ニセザル可カラズ。而シテ三者各々之レニ相等スル特別ナル手段方法設備等ヲ要ス。モシ誤リテ虚弱者ニ対シ強健者ト同様ノ処置ヲトリ、或ハ強弱相混合スルガ如キコトアレバ両者何レニ対シテモ良果ヲ収メ能ハザルコトアルベシ。尚右三種ノ目的ノ何レカーニ対シテ同様ノ年齢ニシテ男女性ノ何レカーツヲ選ビ貧富ノ差ノ甚シキ懸隔ナキ略同様ノ条件下ニアルモノヲ一団トスルヲ得ルハ最モ理想トスル所ナルモ、實際ニ當リ是等ノ幾何カラ混合スル場合ニハ団内ニ於テ班ヲ区別シテ成ル可ク同様ノ要件ヲ有スルモノヲ各適當ナル方法ニヨリテ指導スルヲ必要ナリト信ズ。

上のように、「報告書」では「身体ノ向上發展」の内実について、「虚弱者ノ健康ヲ快復スル」こと、「健康者ノ身心ヲ一層修養練磨スル」こと、「身心ノ練磨ニ合セテ特種ノ技能」を習得することの3種に大別し、これら夏期体育的施設の3種の目的に応じて必要な手段や設備を整える必要があると主張するのであった。さらに言えば、これらの3種の目的に加え、参加児童の年齢を合わせること、男女を性別ごとに分けること、経済状況の差異がないようにすることも重要と述べている。また、もし、これらの実現が難しい場合には、団体内においてこれらの目的や児童の状況に応じて班を区分し、運用することを目指すべきともしている。しかしながら、『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』でも「虚弱児童と健康児童とを混同して斯種施設を行ふもの多し」<sup>22</sup>と指摘されたように、この時点では理想とする体育的施設の実現は難しかった。

また、虚弱児童向けの施設から健康者の養護へと発展してきた欧米の「林間学校」に対し、「我国ニ於テハ虚弱児童ニ対スルヨリモ寧ロ健康者ニ対シテ多ク行ハルルノ傾向アル」という（3頁）。

このため、同書では「休暇聚落ハ虚弱者ニ対スルノミナラズ、健康者ニ対スル施設ヲモ意味スルモノトシテ述ベントス」と説明している（3-4頁）。このことから、1917年前後の日本における「林間学校」などの「体育的施設」は、「健康者」を対象とする施設が多かったり、虚弱児童や健康な児童が混在する施設が多数存在したりしたことが分かる。このため、「報告書」内で施設の説明をする際にも、各施設が主として対象とすべき参加者の身体状況をそれぞれ論じており、虚弱児童向けと健康な児童向けの両面から実施方法を述べている。

さらに、体育的施設の内、各種の休暇聚落の実施方法の種別とその特徴については、次のように解説している（3頁）。

以上ノ目的ニ対シ如何ナル手段ヲ探ル可キカハ最モ考慮ヲ要スル所ニシテ先ヅ第一ニ考フベキコトハ収容者ヲ家庭ヨリ日々一定ノ場所ニ通ハシムル方法即半聚落（Halbkolonie）ニヨルカ、全然一定ノ地ニ移住セシムル方法即全聚落（Vollkolonie）ニヨルカ、或ハ一定期間絶エス甲地ヨリ乙地ニ移住セシムル方法即遍歴聚落（Wanderkolonie）ニヨルカヲ考ヘザル可カラズ。抑モ休暇聚落（Ferienkolonie, Vacation-colony）ハ虚弱児童ヲ集メテ合理的ニ養護ヲ施サントシテ発達シタルモノナルガ故ニ欧米ニ於テハ虚弱児童ヲ主眼トシテ来リシガ漸次世運ノ発達ニ伴ヒ、健康者ノ養護ヲモ目的トナスニ至レリ。例ヘバ遍歴聚落ノ如キコレナリ。

「報告書」の記述にあるように、文部省によれば、休暇聚落の実施方法としては、通学式の「半聚落」、転地式の「全聚落」、主に強健者を対象とし、期間中に特定の地域間を移動する「遍歴聚落」の3種があるという。これら「報告書」に示された実施方法の種別からも、欧米諸国で実施されていた「休暇移住」や「遍歴聚落」をモデルとしていたことが分かる。また、「抑モ休暇聚落（Ferienkolonie, Vacation-colony）ハ虚弱児童ヲ集メテ合理的ニ養護ヲ施サントシテ発達シタルモノナルガ故ニ欧米ニ於テハ虚弱児童ヲ主眼トシテ来リシガ漸次世運ノ発達ニ伴ヒ、健康者ノ養護ヲモ目的トナスニ至レリ」とあるように、虚弱児童の養護を出発点とし、徐々に対象者を健康な児童に広げて発達したのものとして、北が「林間学校」の発展の経緯を捉えていたことも分かる。

次に、実施における課題や注意点として、「報告書」ではどのような点を挙げているのだろうか。まず、半聚落、全聚落とも運営方法の工夫により、虚弱者・健常者の両者に有効な施設・実践であるとしている。また、「若シ全聚落ガ善良ナル方法ニヨリ実行スルヲ得バ半聚落ヨリモ一層有効ナラン。」として、適切に実施されるならば半聚落よりも全聚落の方が、効果が高いとしている。ただし、実際には「地方ノ風土経済等ノ関係ニヨリ適宜取捨選択ス可キモノ」であるという。さらに、当時として特に実施を困難にする要因として、次のように費用上の課題を挙げている（4頁）。

而シテ実地是等ノ事業ヲ行フニ最モ困難ヲ感ズルハ経費ノ負担ニシテ、コレヲ生徒児童ヨリ徴収セントスレバ比較的富裕ナル家庭ノ子弟以外ハコレニ応ジ難カル可シ。然ルニ実際コレ等

施設ノ要求ヲ切実ニ感ズル事ハ却ッテ富ノ程度ニ反比シ、貧困ニシテ経費ノ支出ニ耐ヘザルモノニ最大ナルヲ認ム

ここに書かれているように、大正期の日本における「林間学校」の課題としては、実施や参加するための高額な費用があった。慈善事業や社会福祉の諸活動の一環として、政府や行政もしくは社会福祉系の民間団体が中核となり一定の経費の補助がなされた欧米諸国に対し、日本の場合は教育会や学校を中核として実施される傾向が強かった<sup>23</sup>。このため、実施にあたっては受益者による負担の割合が大きく、参加費を負担可能な社会階層の子弟を対象とする実践が大正初期には中心を占めたと考えられる。とりわけ、大正期の日本国内において「林間学校」を必要とした虚弱児童や虚弱者は貧困層の家庭の子弟が多く、「林間学校」への参加費用を工面することが困難であった。結果、費用を自弁することになれば、参加者の多くは貧困層の家庭の児童ではなく、富裕層の児童が占めることになる。そこで、「報告書」では、「故二局ニ當ルモノハ或ハ市町村ノ経費ヲ以テ支弁スル事ニ努メ、或ハ赤十字社、婦人会、教育会、医師会、衛生会、救済会、其ノ他公私諸団体ノ力ヲ借り、或ハ個人ノ寄附ニ依リコレ等貧困者モ共ニ其恩恵ニ浴シ得ル様充分ニ努力スルノ要アルヲ認ム。」（4頁）として、公私の諸団体の協力を得たり、民間からの寄付を募ったりするなど、社会的に幅広く連携して貧困層向けの各種の「林間学校」を実施することが重要と提唱する。

また、後の『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』では経費の出所として寄付金が増加傾向にあることや、教育会や赤十字により社会的支援を受け、虚弱児向けに実施された事例も紹介されている<sup>24</sup>。この点から考えるに、現実においては富裕層の健康児向けの実践や、健康児と虚弱児童が混在する実践が多いため、「報告書」では健康児向け、虚弱児向けの2つの観点から「林間学校」について解説していたが、文部省の基本方針として、将来的には虚弱児童向けの施設・実践を拡充させようとする方針があったと考えられる。さらに、振興の方策としては、政府による補助金の支給など直接的な支援は行わず、民間団体等による金銭的な支援を得ながら実施数を増加させようとする意図があったことも分かる。

なお、結果として、これら幅広い社会的な支援を得ながら「林間学校」を実施することを目指した点は、大正期の「林間学校」の特質の一端を形成する大きな要因となった。ここで端的に述べるならば、「林間学校」の実施にあたり、様々な職種が連携したり、保護者が支援・参画したりすることで、子どもの教育や生活、さらには家庭生活に対する様々な要望がこの実践に持ち込まれ、またそれ故に「林間学校」のプログラムを構成する個々の活動に、一定の多様性や地域性がもたらされたと考えられるのである<sup>25</sup>。

### 3. 「報告書」にみる理想的な「林間学校」の環境

これまで確認してきたように、文部省普通学務局としては、「林間学校」をはじめとする夏期休暇中の体育的施設を、とりわけ貧困層を対象とする虚弱児童向けの施設・実践として普及させる必



要性を述べていた。一方で、現実としては健康な児童向けの施設・実践や、健康な児童と虚弱な児童が混在する実践が中心であったため、「報告書」内で紹介された体育的施設・実践としては、虚弱児童に限定せず健康な児童を対象とする施設・実践や、児童のみならず成人を対象とする施設・実践として幅広く解説が加えられている点が特徴である。

それでは、文部省においては、どのような施設や方法で「林間学校」などの体育的施設を実施することを理想的としたのであろうか。「報告書」では、休暇中に実施することが奨励される体育的施設について、その実施環境や施設、方法について解説している。ここでは、「報告書」で最も紙幅を割いている海浜聚落について詳細に確認する。まず、海浜聚落とは、どのような性格をもつ実践なのであろうか。同書によれば、海浜聚落とは「新鮮ニシテ水分ニ富ム空気充分ナル日光(殊ニ大鏡面ナル海面ヨリ反射スル日光ハ生理的効果大ナル青線ニシテ熱線ハ海水ニ吸収セラルルヲ以テ、ココニ他ニ見ル能ハザル効果アルモノトス)変化少キ氣候、海水浴ニヨリテ受クル諸種ノ利益、趣味ノ間ニ不知不識行ハルル活動等ヲ利用セントスルモノ」であるという(5-6頁)。

その活動の趣旨としては、水分に富む空気や、生理的に大きな効果があるとされる海面から反射する日光など自然環境の恩恵との接触の機会を増やすとともに、変化の少ない気温など海辺の環境の利点を活かしながら、海水浴の実施や、海浜での衛生的な生活を通じて健康の増進を目指すものであった。またそれ故に「男、女、幼児、少年、青年、健康者、虚弱者ノ別ナク」利用可であるなど、虚弱児童のみならず、幅広い年代や健康状態に対して効果が期待できる実践として位置づけられていた(6頁)。このような特質を持つために、他の施設でも準用可能な内容が多い施設として、本書では詳しく解説がなされたと考えられる。

この点、参加者の選定方法にも現れている。「報告書」では、「団員ノ選択法」として「本事業ノ目的ニヨリ団員ノ選択標準ヲ異ニスルモノニシテ、強壯者ヲ一層鍛錬セントスルガ如キ場合ニハ虚弱者ヲ除外スルヲ必要トシ、之レニ反シ虚弱者ノ健康ヲ快復増進セントスル場合ニハ、強健者ヲ除外スルヲ可トス。」と虚弱者の場合と強壯者の場合の両面から参加者の選択方法の方針を挙げている(27-28頁)。『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』では、海浜聚落を含む体育施設は虚弱者・虚弱児童を第一の対象とすることが望ましいと強調されるが<sup>26</sup>、先に述べたように、この時点では、強健・強壯な者も含め、幅広い対象者が想定されていたといえる。当時の新聞報道においても、「斯る設備は風光明媚な地方町村に必要無しと云ふ説もあるが決してさうではない、秩序的な斯る設備は大いに必要です、上流家庭亦然りで上流資産家であればある程非衛生的鍛練の生活が行はれ易いのです、下流子弟は公共団体辺から補助して行ふべきです」との北の談話を紹介しており、貧困層と富裕層それぞれに必要な施設として実行を奨励している<sup>27</sup>。

続いて、実施における具体的な方法についていかに理想像を示していたかを検討する。まず海浜聚落を実施する環境としては、どのような条件の場所や設備を備えることが理想とされたのであろうか。先述したように、「報告書」では、他の体育的施設の解説において、環境・設備などは海浜聚落に準じるとしており、以下に示す海浜聚落の環境の条件は、他の施設にも共通して求められる

ものといえる。「報告書」には「海濱ハ清潔ニシテ相當ニ廣ク望ムラクハ松林等ヲ有シ、付近ニ悪影響ヲ及ボス可キ工場等ノ存在セザルヲ可トス」と記されており、海の周りが清潔であることに加え、周辺環境にも注意が必要であるとしている。また、「其他丘陵岩窟等アリテ滞在者ノ趣味ヲ増加スルガ如キ所ヲ望ム」ともあるように、参加者が自然と親しみ、かつ生活に飽きないような場所であることも相応しいとする(7頁)。加えて、毎日開催場所に通う半聚落の場合は、出発地から30分から1時間程度の行程で到着できる場所で、全聚落では2,3時間から5,6時間の行程の場所が適しているとされ、当然のことながら交通の利便性がよく、物資の供給が豊かであることも求められている(6頁)。1910年の軽便鉄道法、それに続く1919年の地方鉄道法の公布により、明治後期から大正期の国内では、鉄道網が飛躍的に発展していた。鉄道を中心とする国内における交通網の整備拡充がこの種の実践を可能にすることがこの点からもよく分かる。

現地での宿泊施設についても、次のように数多くの注意事項を提示している。まず、風紀衛生上の問題から、宿泊施設としては、旅館などその他の宿泊客が居る施設を避けるべきという<sup>28</sup>。このため、「学校、適當ナル民家、若クハ寺院等」を利用することを推奨している。また、「欧米ニ於ケルガ如ク自ラ本聚落ニ適當ナル設計ニヨリ固有ノ宿舍ヲ建設スルヲ理想トス」として、海浜聚落向けの宿舍を実際に建設することを第一と述べている(9頁)。その他、部屋の広さは、一人あたり1畳は必要であり、喚気や採光も適度であること、敷物の注意、便所の数など細々とした注意が並ぶ。特に洗面所は注意を払うことが不十分であることが多く、朝は混雑するので相当な広さが必要であること、洗面盤の数も十分に備えておくこと、排水が適切であることも必要としている。また、洗面所では、特に、嗽や咯痰を吐くので不潔にならないよう嚴重に注意するよう述べる(8-9頁)。これらの他にも、「又団員ヲシテ成ル可ク屋外ニ生活セシムル為メニ、家屋ノ周囲又ハ付近ニ適當ナル空地アルヲ要ス」とあり、宿舍だけでなく、その周囲の環境にも注意して実施することを求めている(11頁)。このように、「報告書」には、海浜聚落の実施場所や必要とする施設に関するかなり具体的な要求や注意事項が並び、各地で実践を試みる際の参考となるように体育的施設の実施環境の指針を示すものともいえる。

#### 4. 「林間学校」の指導者、実施形態、期間

次に、海浜聚落の指導者に関する解説を確認する。海浜聚落の指導者には、どのような条件が求められるのだろうか。「報告書」では「施設ノ方法、土地ノ事情ニヨリテ様ナラズ」として、「其実際ニ臨ンテ各々独特ノ工夫ヲ要ス」と断りつつも「本事業ノ成績ノ拳ルト拳ガラザルトハ指導者ニ適任者ヲ得ルト否トニ密接ナル関係ヲ有ス。故ニ指導者ノ人選ニハ周密ナル注意ヲ拂ハザル可カラズ」と、指導者の人選の重要性を指摘する(12-13頁)。加えて、指導者の条件としては児童に親切であること、海浜聚落に興味をもっていること、身体が健康であること、児童に危害を及ぼさないこと、人格優秀で参加者の模範となり、児童の教養上十分な智識を有していることを挙げている。児童の教養上十分な智識を必要とする点からは、健康増進のみではなく、海浜聚落を通じて児

童の総合的な成長を目指す意図も窺える。

また、「往々地方ニ見ルガ如ク開期中指導者ノ頻々交代スルハ好マシカラザル所」とも述べており、地方の事例にあるような海浜聚落の期間中に、指導者の担当期間を設け頻繁に交代すること<sup>29</sup>には否定的で「成ル可ク同一ノ者ニ充分ナル責任ヲ自覚セシメテコレニ當ラシムルヲ可トス」と主張している（13頁）。指導者の人数としては、実施条件により異なるとしつつも、全聚落で小児を対象とする場合は、指導者1名あたり10名から20名程、半聚落の場合は、さらに多くの児童を監督可能とする。原則としては、少なすぎれば管理不足、多すぎると経費がかかりすぎるので、適当な人数を設定することが必要であった。その他、規模の大きい団体の場合は、指導者の他に、「看護婦又ハコレニ類スル補助婦（Hilferin）ヲ置キ、昼夜ノ事務ヲ分担セシムルヲ可トス。其他炊夫、船夫、雑役夫等ノ適当ナル人員ヲ雇フ可シ」と述べている。また、その際には健康診断を行い採否の参考にするべきと、関係者の健康管理の徹底も求めている（13-15頁）。

その他、大正期の海浜聚落をはじめとする「林間学校」は、学校単独で実施する場合と、複数校が連合して実施する場合があった。この両者の実施形態についてはどちらが適していると説明しているのだろうか。「報告書」では、この点については、容易に断定し難いとしている。単独で実施する場合は「師弟ノ関係初メヨリ親密ニシテ児童ノ個性ニツキテ予知シ居ルノ利」があるが、「強健虚弱ノ程度男女年齢等類似スルモノヲ多数ニ得ルコト困難」であり、これらの条件を統一して団を組織すると団体の規模が小さくなるため経費が高むことになると指摘している。また、経費の上昇を抑えようとする「強者ト弱者ヲ混同シ、又ハ年齢ノ著シキ差アルモノヲ混同シテ経営」することになり、「実地上不都合ヲ感ズル事多カル可シ」という（13-14頁）。

一方で、複数校が連合して実施する場合の不利益としては、「児童ガ指導者ニ対スル親ミ無キ為メ「ホームシック」様ノ状態ニ陥ル事ナシトセズ」としている。ただし、北が調査した限りでは、単独で開催する不利益よりも、複数校で開催する不利益の方が僅少であるという。このため、「概シテ斯種事業ノ完全ヲ期センニハ、殊ニ都会地ニアリテハ数校連合スルカ、若クハ一般的ニ募集シテ営ムヲ可ナリト信ズ。」として、都市部では連合形式で実施したり、広く参加者を募集したりすることで参加者数を増やし、児童の心身の状況に応じて団体を組織することを推奨している（14頁）。また、先に示した課題点に見られるように、参加者の年齢や身体的条件を整えることの重要性を認識していた一方で、これらの解説からは当時の状況としてその実現の難しさが窺える。

「林間学校」を実施する期間は「期間ハ成ル可ク長キヲ可トスルハ勿論ニシテ、普通三週間以上ナルヲ適當ト認ム」として3週間以上の実施を推奨している。また、「十日間或ハ二週間ニテモ効力ナキモノト認ムルニハ非ズシテ確ニ有効ナルヲ認ムレドモ、折角開始シタル事業ヲ十日間又ハ二週間ニテ閉鎖スルハ甚ダ惜シムベキ事ナレバナリ」とも述べている（15頁）。体重の増加など、健康面での成果を重視するために、可能な限り長期間にわたり実施することを理想としたといえる。このように、長期間の実施が求められるがゆえに、大正期の日本でも、ドイツのシャルロッテンブルクの「林間学校」のように、自然豊かな環境に実際に校舎を建築し、一定期間にわたり児童が通

学乃至は滞在して教育を受ける常設型林間学校が最も理想とされたのである。一方で、乙竹岩造による海外の「林間学校」の報告では、ドイツにおいても10日間から14日間でも一定の効果が期待できるとされており<sup>30</sup>、それ故に通学型の「半聚落」や宿泊型の「全聚落」など、夏期休暇などの期間限定で実施される各種の「林間学校」も、虚弱児童の健康増進に有効な施設・実践として理想像に含まれ、その普及が奨励されたといえる。

## 5. 「林間学校」における「運動」

海浜聚落における活動内容としては「日課ノ内容ニ就キテハ茲ニハ全般ニ涉レル意見ヲ開陳セントスルモノナレバ、具体的ニ且ツ詳細ニ示ス事ヲ避ケ唯一ノ点ニツキテ述ブルニ止メントス」とあり、概要のみが例示されている(15頁)。先ず、「林間学校」における主な活動は「遊戯散歩及び其ノ他ノ運動」であり、これらは「本事業ニ欠ク可カラザルモノニシテ、最モ考慮ヲ要スルモノ」であった。その内容は、児童の体質、性別、年齢を考慮して決定すべきであり、また「運動奨励ノ為、不知不識ニ過度ノ運動ヲナサシムルガ如キハ、本事業ノ目的ニ全々反対ノ行為ト認ム」として過度に運動をおこなうことを戒めている。どの程度の運動量が過度な運動になるのかは、「学術的ニ確定スル事困難」としつつも、「実地上児童、少年、青年ノ發育ノ関係、運動ノ身心ニ及ボス関係等、充分ナル智識ト経験トヲ有スル者ガ実地ニ臨ミテ判定スレバ大ナル誤無カラン」として、知識や経験を積んだ指導者が運動量を決定するように求めるのであった(16頁)。この他、運動の適否を判断する方法として、運動中や運動の後には、脈拍、顔色、睡眠、食欲によく注意して観察することや、数日から十数日、数か月の観察により、体重の増減、食欲、睡眠、活気を検証することを述べている。また、過度な運動もしくは運動不足になることを防ぐため、各自の健康状態に合わせ運動の開始と終了を徹底するなどの管理をすることが必要であった(16-18頁)。

加えて、海浜聚落の主要な活動としては、やはり海水浴が挙げられる。「報告書」でも「海水浴若クハ遊泳ハ日課ノ一ツトシテ重要ナル事項」と位置づけ、幼児や極端な虚弱者以外は「努メテ行ハシムルヲ可ナリト信ズ」と説明し、海浜聚落の中核的活動に据えている(19頁)。海に入る時間は、食事の直前直後の2時間以内は避けた方が良いとされており、このため、海水浴は食事の間に行うことになる。また強壮なもので一定の修練を積んだものについては、早朝に入水することも可とした。海水浴の回数は、はじめは1日1回、2,3日乃至は数日の間に2回以上も可とする。特に、小児の場合、最初から2回行うことは避けた方が良いとの注意もある(19-20頁)。海水浴の1回あたりの時間も、日程が進み修練を積むごとに徐々に長くすることが肝要であった。1回の時間は、はじめは10分から20分程にし、修練の程度に応じて1時間もしくは2時間以上まで可能と指摘する。そのための判断の基準としては、参加者の内、最も虚弱な児童の顔色、指爪の色を観察することを挙げるなど、健康管理の徹底を求めている(20頁)。また途中で上陸し、身体を温めることも奨励されるなど、身体の養護を第一とする姿勢がここでも窺える。

これまで見てきたように、海浜聚落では児童の健康増進に向けて、自然環境下での運動を展開す

るように説明がなされていた。具体的には、屋外での適度な運動や遊戯、海水浴などの活動を実施することが奨励されている。ただし、運動が過剰になることを避けるため、参加者の様子をよく観察する必要性を示したり、種々の注意事項を示したりするなど、児童や参加者の負担とならないように配慮することが第一とされていたといえる。

## 6. 「林間学校」における「栄養（營養）」

前節で見たように、海浜聚落の活動の柱の1つは、児童の健康増進や身体の発達に資する屋外での適度な運動や海水浴などの運動系の活動であった。この運動に加え、児童の健康増進・身体の発達を目指す上で欠くことができない活動が食事による栄養の供給であった。このため、大正期の「林間学校」は、食事も重要な教育活動の1つとして重点化されていた点に特徴がある。「報告書」でも「栄養増進ヲ図ル事ハ重要ナル問題ニシテ、一方ニ於テ直接身心ノ修練ヲ図ルト共ニ、他方ニハ其ノ基礎タル可キ栄養ノ増進ヲ図リ、初メテ本事業ノ目的ヲ達シ得ルモノナリ」として食事の重要性を強調し「地方ノ状況、団員ノ状態ニ応ジテ充分ナル考慮ヲ払」うように求めている（22頁）。また、食事の注意点としては、「食餌ノ材料ハ徒ラニ美味高尚珍貴ノ考慮ニ因ハレズ、各地方ニ於テ最モ得易キモノニ就キテ撰ブヲ有利ナリトス」として、各地域で入手しやすい食材を使うことを挙げており、なるべく新鮮な状態の食材を使用することを重視したことが窺える。

この他、以下のように参加者に必要な栄養価を供給することが重要とも述べている（23頁）。

而シテ第一ノ要件ハ団員ノ身体ニ相當セル營養価ヲ供給スルコトニ深甚ノ注意ヲ払フ可キ事トス。殊ニ本事業ニアリテハ団員ノ活動甚シクシテ従ツテ所要ノ熱量著シク増加シ平時ノ一倍半或ハコレ以上ニ達スル事ヲ忘ル可カラズ。故ニ団員ノ年齢、男女、強弱ニ従ツテ供給スル燃價ヲ算出シ、以テ常ニ栄養ノ適否ヲ監査ス可シ。

このように海浜聚落では、団員が1日に摂取することを要する栄養価、とりわけ、参加者の年齢、性別、体質に合わせて必要なカロリーを算出し、これに応じた献立を作成することが強く求められた。とりわけ海浜聚落の参加者の多くは、活発に活動することになるので必要なカロリーが高いと想定しており、通常時の1.5倍以上のカロリーの食事を摂取することも要求している（23頁）。

具体的には、個人差があるので、食事の量は各自の任意としすることで対応するよう述べ、弁当などで一律にするのは良くないとしている。また、調理も児童と成人とは同じにはせず、「殊ニ児童ニハ適当ナル様注意」する必要があった。他にも、食物の好き嫌いがある場合は代用品を与えるが、徐々に習慣を改めるよう導くことも求めている。さらに、活動的になるので塩分を多めにするなど、詳細な注意が続く（23頁）。加えて、給食の方法としても、細かな留意事項が並ぶ。たとえば、食事の回数は1日3回で時間は家庭と同様にする、午後間に間食を与える場合は昼食と夕食の間を少し長くすること、間食は夕食の妨げとならないように注意すること、食器は洗浄しや

すいよう角が少ない陶器を用いることなどが必要とされた（23-24頁）。

以上のように、食事についても、食材、カロリーの算出、給食の方法など、具体的かつ詳細な注意がなされていた。大正期の「林間学校」の多くは、綿密なカロリーや栄養価の計算に基づき献立を作成し、給食を実施する事例が多い<sup>31</sup>。成果としても体重が根拠とされたように、児童の体重を1グラムでも増加させるため、多大な努力が払われていた点が特徴であるが、この点についても模範例として詳細が示されていたことが分かる。

## 7. 「林間学校」における「休養」

さらに、適度な「運動」と「栄養」の他に、参加者の心身を休養させるための午睡や余暇・娯楽などの「休養」的な活動も、大正期の「林間学校」では重要な活動であった。「報告書」でも、「休憩モ前記運動栄養ト共ニ本事業ニトリテハ最モ必要ナル事項ニシテ、指導者ハ活動中絶エズ団員ノ疲労状態ニ注意シ、適當ナル休憩ヲナサシム可シ」と述べ、休憩を運動や栄養と並び「本事業ニトリテハ最モ必要ナル」重要な事項と位置付けている（24頁）。このため、海浜聚落でも、児童の心身を休め、その負担を避ける方法が採用されており、午睡、食後1時間の休息、夜間の睡眠などが休憩に関する事項とされていた。

まず、海浜聚落における午睡について確認する。「報告書」では「午睡ニ就キテハアル一部ノ人ハ情弱ノ風ト見做ス傾向アルガ如シト雖モ、夜間ノ睡眠ヲ妨ゲザル程度ニ於テコレヲナサシムルハ不可ナカル可シ」と述べている（21頁）。この記述からは、大正中期の実践においては、午睡を「情弱ノ風ト見做ス傾向」があったことが分かる。一方で、「報告書」では午睡の重要性を述べ、実施の必要性を強く論じている。同書によれば、海浜聚落では、児童は1日中活動し続けるため、午睡により半日の疲労を回復することが、後の半日を更に快活にすることにつながり有益と主張している。そして、「寧ろ薄弱ナル児童ニハコレヲ強制的ニ行ハシムルノ必要アリト認ム」として、虚弱児童には強制的に午睡を行わせたいとする。実際には、多数の児童が群居するなかで午睡をさせるのは難しいので、林間もしくは舎内に眠りやすい設備を整えることが必要とも述べている。具体的には、仰臥台、長椅子、ハンモック等を林間に設置する他、舎内に布団を敷いたり、枕のみを使用して児童の間隔を広くとったりすることを案として挙げている。その他、談話や歩行、起座等は禁止するなどの工夫により午睡を行いやすくすることも提案していた。その他、午睡の時間は1時間が適度であることや、昼食後30分経過以降に行うことが適切と留意点を述べる（21-22頁）。

また、学習についても、この休養との関連から論じられている。「報告書」では、学科の学習は、体育の観点より避けた方が良くとしている。ただし、学習習慣の維持や復習のために短時間の学習は可とされた。具体的には、幼少児童は30分間、年長の児童には1時間以内が適当とされていた。また、相互の学習を妨げないように、終止を厳格にし、開始時間と終了時間を全体で統一するよう求めている（19頁）。

その他、海浜聚落の期間中に日記や手紙を書くことについては、「日記ハコレヲ記入セシムルト

セバ、徒ラニ冗長ニ流レ或ハ美文ヲ作ラシムル為メ児童ノ負担ヲ大ナラシムルガ如キ事ハ戒ム可キ事ナル可シ。」「又親族知己等ニ対シ音信ヲナサシムル事モ右ト同意義ニ於テ強ヒテ行ハシメズシテ、可成児童ノ自由意思ニ出デシムル様注意スルヲ要ス可シ。」と述べる（21頁）。このように、児童に負担をかけないため、日記を記入したり、親族に通信を書いたりすることも避けることを理想とし、どうしてもこれらを為す場合は、可能な限り児童の自由意思によって活動に取り組むことを要求するのであった。特徴的なのは、「報告書」内では強健なもの向けと位置づけられている遠足においても、やはり過労を避けるよう強調しており、「過労ハ教育ヲ促シ健康ヲ増進スル所以ニアラザルモノナルヲ知ルベシ」と注意している（44頁）。ここでも、健康増進の妨げとなる要素から、参加者を遠ざけようとする姿勢が見て取れる。

これらの記述からも分かるように、海浜聚落などの「林間学校」とは、児童の健康増進に向け、その心身の負担となる要素との接触を徹底的に避けようとする性格をもつ実践であった。先の日記や手紙についての注意事項を述べる中で、海浜聚落の趣旨を端的に表す一文が「報告書」に記載されている。それは次のような一文である（21頁）。

要スルニ本事項ノ如キハ余リニ強制的ニ出テ児童ヲシテ甚シク束縛ヲ受クルノ感ヲ起サシムルハ不可ナリト信ズ。

この記述からも分かるように、理想的な海浜聚落においては、児童の心身になるべく負担をかけないよう、受験準備のための過度な学習や運動による疲労など、その心身の成長を阻害すると思われる諸要因から遠ざけ、健康増進や心身の養護を目指すことが、第一に求められるのであった。

この点は「林間聚落」でも同様である。「報告書」によれば、林間聚落とは、「獨逸シャルロツテンプルヒニ於テ初メテ行ハレタル林間学校（Waldschule）ノ原則ニ倣ヒ」とあり、常設型林間学校の原理や実施方法をモデルに実施する期間限定の聚落事業であった（39頁）。「報告書」では、林間聚落の活動内容を「幼児ヨリ少年ニ至ル時代ノ虚弱者ニ対シテ、愉快ニシテ且ツ衛生的ナル新生活ヲナサシムルモノナリ、即自然ニ親シマシメ興味アル運動ト休憩トヲ適當ニ配シ、新鮮ナル空気ト適度ナル日光ノ作用ヲ充分ニ利用シ、且ツ栄養ヲ佳良ナラシメ、以テ健康ノ恢復ヲ図ラントスルモノナリ」と解説している（39頁）。この解説にあるように、海浜聚落があらゆる年代を対象にしたのに対し、林間聚落の場合は、幼児から少年までの虚弱児を主な対象とする「報告書」では位置付けていた。実際、後の『大正七、八、九三箇年に於ける全国夏季体育的施設』の実施数にも見られるように、小学校教育では、この林間聚落を中心に普及がなされる<sup>32</sup>など、この時期の多くの「林間学校」関連の書籍では「林間学校」の代表格とされるものである。

ただし、「報告書」では、常設型林間学校と林間聚落の相違点について以下のように述べ、その差異を強調している（39頁）。

但シ林間学校ト本聚落トノ異ル所ハ彼〔林間学校＝引用者〕ニアリテハ、普通義務教育ヲ施シツツ健康ノ快復ヲ図ラントスル一種ノ学校ナルモ、是〔林間聚落＝引用者〕ニアリテハ単ニ休暇中ニ行フモノニシテ、其ノ日課中ニ学科ノ時間ヲ設クルコトアルモ、コハ唯復習時間ニ過ギザルモノナリ。故ニ此ノ兩者ヲ混同スベカラズ

林間聚落のモデルとなったドイツの常設型林間学校は学校の一種であり、それ故に義務教育段階の教育課程に沿って一定の教科教育を実施していた<sup>33</sup>。一方で、その簡易版ともいえる林間聚落も一定の教育機能を有しているが、「日課中ニ学科ノ時間ヲ設クルコトアル」と雖も「唯復習時間ニ過ギザルモノ」であることを求めている。ここでも、児童の健康増進のため過度な教科学習がなされることへの強い警戒心が窺えるのである。このように、期間限定の各種「聚落」では、教科の学習、特に大正期に社会問題化していた受験勉強につながる学習活動を避けようとする意図があったことが分かる。これら過度な学習や運動などを身体への負担とみなし、児童の生活から遠ざけようとする点も、大正後期の日本国内における虚弱児童向けの「林間学校」に共通してみられるものであったが、「報告書」においてもその理想的あり方として明示されていた。ただし、このように机上の学習が制限された故に、期間限定の各種「聚落」では、豊かな自然環境内での体験を通じた学習活動へと注目が集まりやすい状況にあったとも考えられ、大正後期から昭和初期の実践的特質にもつながっていくといえる。

さて、「報告書」が示す海浜聚落の実施方針や内容からも分かるように、大正期の「林間学校」の活動は、主として「運動」、「栄養（營養）」、「休養」の3つを柱としていたといえる。ここで、この3つの柱について、その内実を整理しておく。先ず、運動とは、海水浴、自由遊戯、体操、林間の散歩、深呼吸、日光浴など、健康に資する身体的活動を通じて児童の健康回復・増進を図るための諸活動を指す。次に栄養とは、昼食や夕食、間食の際に栄養価の高い食物を提供し、身体の発達を目指す取り組みである。多くの場合、児童に必要なカロリーや栄養価が算出され、それを基に献立が作成されるなど、計画的な栄養補給が実施された点が特徴である。最後に、休養とは、午睡や食後の休憩、夜間の睡眠など身体を休ませる営みに加え、お伽噺、紙芝居、蓄音機、その他の娯楽など、児童の精神的な慰安のための活動、さらには学習や運動の制限も含むものである。

これら、3種の活動は、大正期の「林間学校」のプログラムを構成する柱として、全国の多くの実践に共通して見られるものであり、日本国内における「林間学校」の一定の型としてその基本的な枠組みを形成するものであった。海外留学生により伝えられたドイツのヴァルトシューレ等でも、これら3種の活動を柱として「林間学校」が実施されており<sup>34</sup>、「報告書」でも、これらドイツを中心とする欧米型の虚弱児童向け「林間学校」実践の影響を受け、3種の活動を中心軸とする「林間学校」のあり方が模範として示されたものと考えられる。



## 8. 児童の日常生活の改良

この他、「林間学校」は、自然豊かな環境下における生活を通じて、児童の生活全般を改善しようとする取り組みでもある。最後に、これら日常生活の改良に資する活動についても検討する。

まず、児童の健康増進のためには、服装に注意して過ごすことも重要であった。服装の注意点としては、裸体を第一とし、なるべく服を着る時間は少なくするよう解説している。海水浴の際の水着についても、海水浴に慣れていない間や、クラゲ等がいる場合、海浜聚落の開始当初、日差しの強い日などは皮膚の保護のため着用するが、なるべく裸体で実施することが大切と強調する。ただし、睡眠時には夜着を用いたり、腹巻、股引などを用いたりすることで「寝冷ヲ避クルヲ要ス」としており、児童の身体の保護を重要視していることが、この注意点からも窺える(24-25頁)。

加えて、「林間学校」において重要な活動の1つに日光と空気の利用がある。先の裸体生活や屋外での生活の勧めも、「日光ト空気ハ充分コレヲ利用スルコトヲ勉ムベシ」という考えに由来するものであった。とりわけ「新鮮ニシテ清潔ナル空气中ニ深呼吸ヲナス機会ヲ成ルベク多クスル様注意スル」ことが大切だという(25頁)。このように、各種活動が展開される基盤となる場所として、新鮮な空気と日光に触れることができる豊かな自然を欠くことが出来ない環境として位置付けるなど、教育が実施される場所を体育的な観点から価値付け、重要視した点は「林間学校」の大きな特徴であった(26頁)。

また、「林間学校」では、児童が日常的な生活習慣を身につけ、それを日常生活で実践可能になることも目指された。たとえば、海水浴の際には、入水上陸時に号令による一斉行動や点呼を心がけることも求めたほか(20頁)、規律を守らせ、不慮の災害を防ぐため、起床、就寝、外出時などにも人員点呼を実施することを奨励している(18頁)。このように、号令や一斉行動、点呼等を通じて規律正しく生活することなど、訓育面の効果も期待されていたことが諸注意から窺える。

その他、冷水摩擦の説明では、「起床後ニ冷水摩擦ヲ行ハシムル事モ亦有益ナル事項ナリト信ズ。コレハ畜ニ此期間中ニ行ハシムルノミナラズ、コレヲ機会トシテ将来長ク励行スルノ習慣ヲ得シムルノ意味ナレバ、児童ヲシテ其ノ意ヲ了解セシムル事緊要ナリト信ズ」とも述べている(20-21頁)。この記述にあるように、「林間学校」では、「コレヲ機会トシテ将来長ク励行スルノ習慣ヲ得シムル」ため、「児童ヲシテ其ノ意ヲ了解セシムル事緊要ナリ」とされた。すなわち、児童自身が、衛生的で健康的な生活習慣を身につけることの重要性を理解し、日々これを実施する意識を育むことも必要とされたのである。他にも、全聚落の場合、滞在中は無聊を感じるのので、適当な時期に茶話会、講話、講談、演芸等の余暇・娯楽的な活動を催すことも必要であるが、このために就寝時間が著しく遅くなり、睡眠時間を不足させ、生活を不規則にしないようにとも提唱している(22頁)。これらの説明からも児童が規則正しい生活を送ることを第一とする方針であったと分かる。

「報告書」に見られるように、衛生的な生活習慣の必要性の理解と習得は、大正期の「林間学校」において重要な位置を占める目的でもあった。ただし、これら児童の健康増進が、個人の生活習慣

上の問題として認識され、「林間学校」において生活習慣の教育を徹底するよう模範が示されたことは、明治後期から大正期において児童の健康問題が生じた諸要因が貧困や都市問題などにあり、個人の努力で改善できる範疇を超えていた点から考えると一定の課題もあったといえる<sup>35</sup>。

さらに、児童の健康増進や快復のためには、医療的な診断や働きかけは不可欠であった。比較的虚弱な児童を集める場合など、疾病の予防や治療も「林間学校」では重要とされた。たとえば、「報告書」では、事前に身体検査を実施し、伝染病疾患など他者に影響を及ぼす可能性がある場合や、事業に不適当な疾病をもつものは除外することを求めている。また、期間中に病気になったものは加療し、「以テ其ノ快復ヲ速ナラシメ、本事業ノ恩恵ニ浴スルノ時期ヲ長カラシムル様因ル可シ」として、なるべく「林間学校」に参加できる期間を長くすることが望ましいとされた。その他、伝染病の疑いがあるものは隔離したり、救急箱を持参するのは良いが、頼りすぎず医師の診察を受けたりすること、指導者に救急処置の方法を心得ているものがあるとなお良いともする（27頁）。

なお、参加者の選定については、「医学的診査ノ結果ニ俟ツ可キ事當然ニシテ、聚落ニ附属セル医師アラバコレニ行ハシメ、然ラザレバ適宜校医ニ行ハシムルヲ可トス。」として、医師の診断に基づく必要があることを強調している。また、複数校で合同して海浜聚落を実施する場合は、まず各学校の学校医が選定を行い、その後に海浜聚落の医師が最終決定をするよう求めるなど、医師の一定の関与を必要とする施設・実践であることも常に強調される（28頁）。

海浜聚落の成績については、参加者の健康増進や病状の回復、心身の発達などについての医療的な評価が中心であった。また、「平常ノ生活ニ復帰シタル後ノ持続的効果トニツキテ考査セザル可カラズ」と述べており、開催中の成績に加え、日常生活に戻ったあとの効果の継続性・持続性も必要であるとされている点が特色である（28頁）。開催中に測定や検査を行う項目としては、体重や身長、胸囲の他、尿検査や血液検査等の調査を挙げている。とりわけ重視されたのは体重であり、「報告書」では「体重ハ成績ノ判断ニ最モ必要ナルモノニシテ開催直前ニコレヲ測リ、以後毎週一回出来得レバ尚頻々測ルヲ可トス。」として、開始時と終了時だけでなく、定期的な測定を求めている。なお「体重ハ通例第一週ニ於テハ減少スルモ、其後ハ次第二増加スルヲ至當トス」とも述べており、はじめは減少傾向にあるが、その後増加に転じる点に留意すべきとされた（29頁）。

また、「報告書」では、運動などの活動の前後における脈拍、呼吸、疲労の状態、活動の継続についても調査を求めており、「之等ノ調査ヲナサバ本事業ノ成績判定上有力ナル標準ヲ得ベシ」として、海浜聚落の成果を判断する根拠としてこれらを位置付けていることや、そのためにも調査結果を蓄積し、標準値を明らかにするよう推奨していたことが分かる（29頁）。

この他、開始前と終了時に一般医学的診査を実施することや、食欲、飲食物に対する憎悪の習癖とその矯正の状況、消化器の障害の有無などの観察も必要とされた。また、児童の活力や動作の機敏さの変化や、起床や睡眠その他一般生活状態ノ規律性に関する変化、年長者に対する礼儀などの特性に関する事項、友人に対する友情、「神経質」の児童の変遷などについても開催期間中に把握することも必要（30頁）であると理想像が示される。海浜聚落をはじめとする「林間学校」は、

恒常的に児童に対する教育的な働きかけが可能である点にも、その特徴がある。「報告書」でも、この特徴を利用して、多方面から児童の生育の状況を捉えることを理想としていたことが窺える。

さらに、海浜聚落の終了後にも、効果の持続性を明らかにするため、3、4か月以上の期間にわたって調査を継続するようにも求めている。具体的な項目は、(イ)身長、体重、胸囲、(ロ)種々の活動の前後における脈拍、呼吸、活動の継続、疲労の状態、(ハ)食物摂取量の増減、消化器病、呼吸器病及感冒等に罹る事の頻度、持続日数、病症の軽重、(ニ)元気、機敏、剛毅等に関する性質の変化、(ホ)起床、就眠、其他一般生活上の規律、(ヘ)喜怒哀楽、その他一般感情の変化、(ト)他人に対する徳性上の変化、(チ)学修上の趣味成績等、(リ)家庭に於ける復習、予習、独立独行の性等の9項目であった(30-31頁)。なお、調査は学校のみでは難しいので、保護者に対し照会状(質問票)を發し、意見を徴することが必要とも強調している。「林間学校」の成果を「科学的」に明らかにするため、一定の評価活動や調査活動を実施するように求めたといえる。実際に、これら医学的観点からの調査を多面的に実施していた点は、大正期の「林間学校」の特色である。これらの調査は主に学校医や「林間学校」の医師が担当し、「林間学校」の成果を「科学的」に証明していた。大正期における学校衛生制度の拡充を通じて、教育と医療が近接しつつあったことが「林間学校」の実施を支えたといえる<sup>36</sup>。

これまで見てきたように、海浜聚落では児童の健康増進に向けて、その生活全般にわたって改良する必要性が提唱され、自然環境下での種々の活動を展開するように説明がなされていた。また、「報告書」内では、これらの諸活動の実施にあたり、具体的かつ詳細な指針や注意事項が細々示されている。これら指導の内容は、ドイツをはじめとする欧米各国の身体虚弱児童向けの「林間学校」でなされていた指導とも類似しており、海外の実践の影響が窺える。これらの活動やそれに伴う指針や注意事項の多くは、大正後期以降の「林間学校」においても一定程度実施されている<sup>37</sup>。

最後に、全体について総括すれば、本「報告書」は、欧米の実践を模範としつつ、参加者や地域の実状に合わせて多様な目的内容により実施された初期の試行的「林間学校」を、北が視察した結果を受けてまとめられたものであるが、主として虚弱児童向けの施設を優先的に普及させる目的から理想像を整理し全国に模範として提示したことで、欧米型の「林間学校」実践の枠組みをより強調して奨励することになった。いわば、欧米型の虚弱児童向けの「林間学校」こそが、この種の活動の理想的な実践のあり方として、文部省が名実ともに公認した形となったともいえる。実際、これ以降の多くの「林間学校」は、本「報告書」に示された理想像と同様の枠組みを一定程度形成しながら実施されることになるなど、その影響は大きかったと考えられるのである。

## おわりに

本稿では、主に1918年の『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』を取り上げ、大正期の「林間学校」やそれに類する実践について文部省が理想的とした実践のあり方の内実を検討し、どのような方針や内容で国内における「林間学校」を振興しようとしていたのか、その一端を分析した。

まず、この「報告書」は、北の視察結果を受け、各地で試行されている実践の成果や課題をふまえて、文部省が理想とする「林間学校」像を提示しようとする意図があったことが確認できた。また、「報告書」における「体育的施設」とは、夏期限定の休暇移住型の各種「聚落」が中心であり、「林間学校」の中でも比較的費用負担の少ない実施形態を推奨する意図が窺える。

「林間学校」等の体育的施設の基本的なあり方としては、人々の健康増進に資する活動を実施するほか、自然環境のもつ健康増進上の価値を享受し、心身の健康回復・増進を目指すことが示されている。そのため、期間中には、安静にすることや、過労などの負担となる要因から参加者を遠ざけることが強調された。とりわけ児童を対象とする施設や実践で言えば、その成長の妨げとなる都市環境の負の側面から遠ざけると共に、過度な学習や運動、精神的な負担などの生活上の負担からも遠ざけ、その心身の保護と健康増進を実現することが理想とされた点が大きな特徴である。

なお、「林間学校」を誰のために実施すべきかは、この時期において特に重要な課題であった。この点、「報告書」の調査時点では主として富裕層向けの実践が主であり、強壮なものとは虚弱児童が混在する状況であった。このため、「報告書」でも、虚弱児向けの施設として普及させることが、明確に打ち出されていない。ただし、将来的には虚弱児童の参加を増加させることも意図されており、「報告書」では、民間団体の支援や民間からの寄付など、社会的な連携により貧困層参加の途を開く必要性が主張されるなど、民間の努力により「林間学校」を振興する方針が表されている。

また、「林間学校」の内容として、虚弱児童向けの内容が強く理想として示されていた点は重要である。「報告書」では、全国の実施主体の参考となるように、実施場所、宿泊施設、海浜の設備、指導者、実施形態、期間等について具体的な指示や注意事項がまとめられたほか、活動内容についてもかなり詳細に例示されている。その特徴は、豊かな自然環境下において「運動」、「栄養」、「休養」の3種の活動を柱に実践を展開し、児童の健康増進を目指す点に特徴がある。さらに、児童の日常生活全般の改良も目指されており、裸体での生活や、一斉行動・点呼、規則正しい生活を通じた生活習慣の確立や、冷水摩擦など衛生的な生活習慣の獲得のための活動も奨励された。その際に特に重視されたのは、児童自身が、衛生的で健康的な生活習慣を身に付け、日常的にこれを実施する意識を育むことであった。その他、虚弱児童を対象とする施設・実践として、医療的な働きかけや評価も重視する方針が採られた。成果の測定についても、身体・精神の発達や、病状の回復など医療的な観点から指針を示している。そして、上述の3つの活動の柱や、これら細かな例示の多くは、当時盛んに紹介されていた欧米の虚弱児童向けの実践と共通するものであった。

とりわけ、本「報告書」の大きな影響としては、「運動」「栄養」「休養」という「林間学校」における3種の活動の枠組みを示し、これを推奨した点にある。これら3種の活動は、大正後期以降の「林間学校」のプログラムを構成する主要な柱として共通するものであり、国内における「林間学校」が共通の枠組み共有するうえで、本「報告書」や続く2冊の調査報告は1つの基盤となったと考えられる。初期の「林間学校」としては、児童の状況や地域の実状に応じて多様性が見られる実践も多かったが、大正期の半ば以降に、文部省により欧米型の「林間学校」を理想像とする調査

報告が複数示され、さらに各地の実施主体がこれを模範としたことで、欧米の虚弱児童向け「林間学校」という一定の型に収斂され定型化していく流れが生まれたとも指摘できる。ただし、先に述べたように、その振興の方策としては民間に委ねる方針であったため、この流れは緩やかなものであったともいえる。故に、大正後期においては、虚弱児童向けの「林間学校」という一定の型を理想として共有しつつも、参加児童や地域の実状に応じた活動を組み込む余地も生まれたと考えられるのである。

こうした「流れ」や「余地」が、大正後期の実践に、どのような影響を与えたのか、その検討は今後の課題としたい。そのためにも、『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』で示された模範的実践のあり方が、各地の実践の枠組みにどの程度反映されていたのか、事例分析をさらに蓄積し、その影響をより詳細に明らかにする必要がある。

## 付記

一部の旧字体は新字体に改めた。

## 謝辞

本研究は科研費 22K11688 の助成を受けたものである。

## [注]

- 1 大正期の林間学校（聚落）や臨海学校（聚落）など野外での実践は、「通学型」「宿泊型」「常設型」等、多様な形態で実践された。本論文では、これらの総称として「林間学校」と表記する。
- 2 明治後期から大正期には、「野外教育」という用語はあまり使用されず、「屋外教育」「戸外教育」等と呼称された。本論文では、現代の野外教育とは区別し「野外において組織的、計画的に、一定の教育目的を持って行われる教育活動」の総称として「野外における教育」を用いる。
- 3 以下の拙稿を参照。①「大正期における「林間学校」の受容と発展に関する一考察」『学術研究・人文科学・社会科学編』早稲田大学教育・総合科学学術院教育会、2015年、387-407頁。②「明治後期から大正期の「野外における教育」とその特質—海外の「林間学校」の紹介を中心に—」『早稲田大学教職大学院紀要』第13号、2021年、1-14頁。
- 4 文部省普通学務局『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』1918年。
- 5 文部大臣官房学校衛生課『大正七、八、九、三箇年に於ける全国夏季体育的施設』1922年。
- 6 文部大臣官房学校衛生課『夏季に於ける体育的施設の状況調査』1926年。
- 7 文部省学校衛生課「夏季体育的施設について」『官報』第3316号（付録）、1923年8月18日、3頁。
- 8 文部省普通学務局、前掲、凡例。
- 9 文部大臣官房学校衛生課、前掲、1922年、凡例。文部大臣官房学校衛生課、前掲、1926年、序。
- 10 北豊吉「休暇聚落の普及を望む」『帝国教育』第445号、1919年、17頁。本記事によれば、文部省では『夏期休業中に於ける教育的施設』の名称で代表的事例を集めた小冊子も刊行し、各府県市及び各地師範学校に配布したとあるが、史料上の制約から詳細は明らかではない（17-18頁）。
- 11 主要な研究として、次の論考がある。平沢信康「大正後期の群馬県における林間学校の誕生：前橋市立敷島尋常小学校と桃井尋常小学校による合同開設」『上武大学ビジネス情報学部紀要』16巻、2017年、1-37頁。中村満紀男編著『日本障害児教育史【戦前編】』明石書店、2018年。主な筆者の研究としては注3-①を参照。
- 12 恩田裕「休暇聚落の成立過程」『教養論集』12巻、成城学園、1995年、104(1)-63(42)頁。

- 13 なお、本研究は『夏期休暇中ノ体育的施設ニ関スル意見』に現れた「林間学校」の理想像の明確化とその特質の究明を目的とするため、同「報告書」の分析が大半を占める。このため、煩雑にならないよう「報告書」からの引用については、原則として本文中に頁数を示して対応する。
- 14 本稿も、この研究の一環に位置づくものであり、分析においては筆者のこれまでの研究成果を都度参照する形式を採った。それぞれの詳細については注に示す拙稿を確認して欲しい。
- 15 「林間学校奨励補助ニ関スル件」『議員回付建議書類原義（四）』（国立公文書館：本館-2A-029-00・請願 00046100）。
- 16 拙稿（「大正期における林間・臨海学校の展開」『日本の教育史学』教育史学会、2010年、30-42頁）を参照。
- 17 実際には、1921年以降においても、虚弱児童向けの実践の必要性を認識しつつ、富裕層向けの実践が展開されているので、ここでは重要性の認識とした。
- 18 「臨海教授を視察して 子供等は短時日の転地で目方が殖え快活になつた 文部省衛生官 北豊吉氏談」『朝日新聞』1917年9月4日、朝刊、5頁。
- 19 赤坂臨海教育団『赤坂臨海教育団事業報告書』1917年、2頁（本史料は「案（臨海教育団に関する通牒）」『大正6年雑件冊の40』294-378頁（都公文書館：302.C4.14）に綴じられている）。
- 20 乙竹岩造『輓近教育事実の進歩』目黒書店、1916年、222-224頁及び240-241頁。
- 21 次の拙稿を参照。「成蹊小学校における夏期特別課程に関する一考察—中村春二の「夏期授業論」と「夏の学校」—」『早稲田教育評論』21巻1号、2007年、31-50頁。
- 22 文部大臣官房学校衛生課、前掲、1922年、26頁。
- 23 注3-②の拙稿を参照。
- 24 文部大臣官房学校衛生課、前掲、1922年、11-12頁。
- 25 拙稿（「大正・昭和初期の「野外における教育」と教育環境の拡充—東京市内の公的な実施主体による「林間学校」を中心に—」『早稲田大学教職研究科紀要』11巻、2019年、1-14頁）を参照。
- 26 文部大臣官房学校衛生課、前掲、1922年、22-23頁。
- 27 前掲記事、『朝日新聞』、5頁。
- 28 理由としては、夏期の海岸地の旅館には、他の避暑客や保養の目的で宿泊する患者等が少なくなく、同宿することで風紀上や衛生上において問題が多いとしている。
- 29 この時期には費用や参加者数の問題から海浜聚落をはじめとする「林間学校」を学校単独で開催することが難しい状況にあった。この場合、複数校が連合して「林間学校」を開催し、所定の期間ごとに各校の教員が指導者を交代で務めるケースが多かった。
- 30 乙竹岩造『低脳児教育法』目黒書店、1908年、440頁。詳細は、注3-②の拙稿を参照。
- 31 次の拙稿を参照。「大正末期の東京市における林間学校—「御殿場夏期林間学校」と「佛蘭西寄贈病院」—」『早稲田教育評論』第22巻、2008年、23-42頁。「大正末期から昭和初期の函館市における「林間学校」の研究—函館教育会「夏期林間学校」と函館市「五稜郭林間学校」を中心に—」『早稲田大学大学院教職研究科紀要』第7巻、2015年、1-16頁。
- 32 文部大臣官房学校衛生課、前掲、1922年、6頁。
- 33 服部教一「目下獨逸ニ行ハルル新小学校編制法」『官報』第7003号、1906年10月31日、13-14頁。詳細は注3-②の拙稿を参照。
- 34 乙竹、前掲書、1908年、432-438頁。
- 35 次の拙稿を参照。「大正期における「虚弱児童」の教育問題化と「野外教育」」『論叢：玉川大学教育学部紀要』2012年、47-64頁。
- 36 この点についての詳細は、注3-②の拙稿及び以下の拙稿を参照。「昭和初期の東京市における体育・学校衛生関連の施設・活動の拡充と「林間学校」」『学術研究・人文科学・社会科学編』早稲田大学教育・総合科学学術院教育会、2021年、331-352頁。
- 37 大正後期の実践については、注25や31の拙稿を参照。